

# 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年3月16日(木)

(開会) 11:10

(閉会) 14:48

## 【 案 件 】

### 1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

#### ○委員長

ただいまから新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

本日の委員会につきましては、業務の都合により、執行部の出席がございませんので、ご了承願います。

なお、前回の委員会において調査を依頼しておりました件につきましては、委員長において執行部に聞き取りを行っておりますので、ご報告いたします。

まず、東部長の、年末年始に坂平議員と会食を行っていないかということについては、「ないと思う。はっきり覚えていない。」という回答であったとのことでした。

次に、スポーツ振興課長の、入札通知から納入期日の間に作成が可能だったか。可能であれば、落札金額未満での作成が可能だったかとのメーカーへの聞き取りについては、愛知株式会社については、仕様書どおり製品は製造可能だが、商品内容の変更があるため、納期については不確実であった。詳細な工程、製作計画の確認はできていない。金額については非公開との回答であったとのことでした。コクヨ社については、問合せ中で回答がなかったとのことでした。

また、提出がなされていなかった愛知社及びコクヨ社のカタログについては、提出がありましたので、サイドブックに掲載しております。

次に、委員会提出議案について、お諮りいたします。3月10日開催の本特別委員会において、坂平末雄氏の不出頭については、正当な理由となる事項には当たらないと判断し告発すべきとの動議が提出され、採決を行った結果、同氏を地方自治法第100条第9項の規定に基づき、告発すべきものと決定しております。委員会提出議案については、正副委員長において協議し、お手元に配付のとおりでございますが、この内容についてご意見等はございませんか。

( 意見なし )

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。不出頭に対する告発について、会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長宛てに提出することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本議案を議長宛てに提出することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11:13

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

川上委員から———どうぞ、川上委員。どうぞ。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。私はこの際、株式会社S・Y 坂平由美代表取締役を、正当な理由なく証言を拒否したと認められるので、地方自治法第100条第3項により、告発することを提案いたします。

2月17日の私の尋問に対し、「インテリア関係かな」と言い、見積額を相談したというその会社の名前を尋ねたところ、「その会社に迷惑をかけるので言えません」と発言されました。また、後に証言拒否をできる理由の1から5に、どの項目に該当するのかと尋ねたことについてはですね、「4かな」と言われました。その内容は、技術また職業の秘密に関する事項についてと、聞かれたときは拒否ができるという項目だったわけですがけれども、坂平さんは、証人は続けて、「私のお友達のこと」という捉え方をしていることが分かりました。もともと、この株式会社S・Yが見積額を相談した相手というのは、本調査特別委員会が究明しようとしている疑惑の中で核となる存在を持つ者であることが想定、推測され、証人にどうしてもその存在を明らかにしてもらった必要があったわけです。その点から言えば、この証言拒否は本調査委員会の調査を妨害したとさえも言えるのではないかと思います。

いずれにしても証言拒否には理由がないということで、告発をすべきだと考えております。

○委員長

ただいま川上委員から、証人、坂平由美氏は、2月17日の委員会で正当な理由がなく証言を拒否したので、告発されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。坂平由美氏を証言拒否で告発することに、賛成の委員は挙手を願います。  
( 挙 手 )

賛成少数。よって、坂平由美氏を告発することは否決されました。

○江口委員

2月8日の本会議での再設置以来ですね、2月の9日が本委員会の最初の日でありました。それから本日まで短い期間でしか調査できませんでしたが、この短い期間の調査の中でも、様々な問題点が浮き上がってきておりますので、以下10点の指摘をいたします。

1点目、令和4年2月26日の会食時において、官製談合があった事実は認められなかったが、東証人、原田証人ともに同席した女性について名前を知らないと言っているが、認めがたい点。また、坂平末雄氏も証人としての出頭を拒否されており、真相究明まで至ってないと言わざるを得ないため、さらなる調査が必要である。

2点目、今回、この会食のみを理由として戒告処分がなされているが、十分な調査がなされたのか疑義も生じている。その点を確認するとともに、市職員と指名業者等との関わり方については、コンプライアンスを徹底すべきである。

3点目、今回、市長に対し、調査に必要な記録の提出を4件求めたが、その全てが拒否された。そのうち1件のみを声明の請求を行っているが、他の3件については、時間的制約から声明の要求を行わなかったにすぎない。市長は議会の調査に対し、もっと積極的に協力すべきである。

4点目、新体育館移動式観覧席の入札については、市議会に対し、移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった際に、十分な説明がなされていなかったことが、官製談合等の疑惑につながっていることから、今後はこのような大型案件にかかわらず、丁寧な説明をすべきである。

5点目、今回、移動式観覧席が本体工事から外れて備品として発注されているが、その際に、費用面の検討がなされていないことが判明している。同じメーカーの製品を採用するのであれば、一括して発注するほうが安価に調達できるであろうことは容易に想像でき、今回、別々に発注したことによって、市が損害を被っていないか調査し、改善すべきである。

6点目、今回の移動式観覧席の発注において、市側はコトブキシーティング以外の会社の製品によって同等品での応札が可能であったと強弁しているが、その主張は何ら証拠書類に基づくものではなく、また、契約課の確認作業も事実上なされていないと指摘せざるを得ない。また、仕様書作成に当たり、コトブキシーティングと綿密な打合せをしていること。愛知社の発言やトータルオフィスの回答からも、同等品は事実上なかったことが推察できる。この状況で、公平公正な競争がなされたのか疑わざるを得ない。その点、調査の上、早急に改善すべきである。

7点目、今回、移動式観覧席が本体工事から外れて備品となった経過が分かる資料一式、カタログ・メーカーとのやりとり、市役所内部のやりとり等について資料を要求したが、記録していないので提出できないとのことだった。このような状況は、情報公開条例の理念に反するものであり、業務が正しく行われたのか確認ができない。本件以外も含め、市全体の情報の作成管理について改善すべきである。

8点目、今回、移動式観覧席の入札に応札した会社の中で、業務遂行能力に疑義が生じた会社がある。また、経過を聞く中で不自然なことも出てきている。今回の入札が本当に公平公正な競争を確保した上で行われたか、再度調査し、改善すべきである。

9点目、今回、移動式観覧席の入札については、物品の指名業者のうち、第1希望を事務用品とし、その中で事務用家具を取扱品目としている全者を指名したというが、今回、応札できた3者のうち2者は、市との取引実績が僅かか、ゼロである。他自治体では、取引実績に応じて入札参加資格を決めている自治体や、複数品目を示している自治体もあり、制度自体を再検討すべきである。

以上の点を、私からの指摘としますが、今議会の会期が明日までであり、それ以降に本会議を開く予定もないことから、断腸の思いではありますが、本特別委員会としては、実質審議を終了すべきと考えます。委員長において取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

ほかにご意見はありませんか。

ただいま――、いや、いいでしょう。ないとでしょう。ほかにご意見はありませんか。

(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:22

再 開 11:22

委員会を再開いたします。

ほかにご意見はありませんか。

○川上委員

今回の官製談合等疑惑の究明については、最初から大きな困難性がありました。それは、現実に官製談合等があったとすれば、市議会議員、市執行部、さらに関係業者の強固な意思一致が相当程度に遡って、長期にわたって準備されていたことを想定しなければならなかったからです。

それから、さらに事態が、疑惑が表面化した後の、これらの関係者による隠蔽の動きの足跡も追いかけていなければならないというような、そういうふうな困難性があったと思います。この困難性のゆえに、市民は市議会に対して百条調査という最も強い権限を持つ調査特別委員会をつくり、市民の代表としてこの疑惑の究明に当たるべしという請願が出て、そして私たちはそれをそのとおりでいうことで請願を採択し、そして調査特別委員会を発足させて、今日まで調査をしてきたわけです。で、その困難について申し上げますと、執行部との関係で言えば、まず、やむを得ない事情というふうに見ることもできるかもしれませんが、それまでの間

は片峯市長が不在であったことです。片峯市長に直接尋問することができなかった。今の段階でできていない。それから、現在の久世副市長が、昨年12月に調査特別委員会が発足した後、入札に参加した3者のうち1者、つまり福岡ソフトウェアセンターの高倉 孝代表取締役役に会って、調査特別委員会の動きについて情報を与え、かつ、資料の準備が必要などと述べたことを、委員会の場で発言いたしました。これをどう捉えるかということはあると思います。

それから、もう一つは、普通考えられるのは、こうした官製談合等の疑惑が生じたのであれば、片峯市長の指揮の下で、あるいは副市長の下で、内部調査が丁寧に行われ、その結果について百条調査特別委員会ないし議会そのもの、議長に対して報告がされる。さらに、市民にそれが公表されるということが当然ではないかと思うわけですが、このことについて、私は久世副市長に提起をいたしました。執行部としては、内部で検討しますというふうには言いますが、自らの透明性、清潔性、公正性について、調査をまともにすると言わず、そのためのスケジュールも明らかしようとしなさい。こういった点は百条調査特別委員会の活動に大きな障害になったというふうには思うわけです。

さらに、執行部との関係では、百条調査が、特別委員会が求めた記録の提出について、まともな理由を述べることなく、従来の自分たちの決めたルールに肯定してですね、記録の提出を拒否したことも重大だと思います。これらは全体として、逆に、官製談合の土壌が、飯塚市政の中に今なおあるのではないかとこのことをうかがわせるものではないかというふうに思う。

困難性の2つ目はですね、どちらが先というわけではないんですけども、市議会議員の出頭拒否です。つまり、坂平末雄副議長の出頭拒否の問題です。この議員は、関係職員と、権限を持つ関係職員と、人によっては何十年という深い交友を積み上げてですね、で、それらの者が市役所の中で大きな権限を持つポジションに就いていっているということ。さらに、落札業者の代表取締役が、その彼の後援会長であること。これは後援会長が自らそうだと認めたわけですが、

3点目に、入札3者のうち、落札に至らなかった1者の株式保有が、つまり株式会社S・Yですけれども、その株式保有が52%あり、さらにその会社に対して2億円を超す債権を今なお持っている。これは、昨年の5月の段階の資産公開で明らかになっている事実ですけれども、こうしたこと。それから、その1者と、つまりS・Yですが、S・Yと製品調達に当たった販売店アイ・インテリアとの関係においては、見積額を相談した相手、S・Yの代表取締役は、「私のお友達のこと」という発言もしましたが、これについて証言がなかったこと。これらのごとを全体として、キーパーソンになっているのが坂平末雄市議会議員、副議長であることは間違いのないわけですね。で、その彼が正当な理由もなく出頭を拒否して、当委員会として証言を得られなかったのは、現状において得られていないのは、大きな困難だと思います。

一方で、市民が期待した百条調査の成果はどこにあるのかということも我々は考える必要があるのではないかと。で、その第1は、先ほども少し述べましたが、坂平末雄市議との私的な、あるいは市の権限に関わるかもしれないようなことに関することも含めた交流の実態の一部がかいま見えたことです。で、長期にわたる交友関係が私的にもつくられていくわけですが、今回、大変衝撃的だったのは、坂平末雄市議とスポーツ振興課長と契約課長が、少なくとも3人で一堂に会して会食をしたとの証言があったことでもあります。その場に、ほかの者はいなかったのか、継続性はどうか、組織的な広がりがあったかなどについての姿がかいま見ることができたことは重大だと思います。百条でなければ、これは決して明らかにならなかったのではないかと思うわけです。

さらに、入札業者グッドイナフ及び原田拓郎氏、S・Y及び坂平由美氏と坂平末雄市議との関係性についても、百条であったらばこそ浮き彫りにできたのではないかと。そういった点では、疑惑の究明へかなり前進しつつあるのではないかとと思われるのです。

第3に、それでは今後の課題ということなんですけれども、今後の課題の第1としては、飯

塚市職員と業者の関係性の実態究明の必要性があるということです。これは、入札に応じた3者のみならず、辞退をした10者の中に、あうんの呼吸による、そういう勢力の落札を応援するというようなことがなかったかというようなことも調査が必要です。

さらに、安藤・間、大手ゼネコン、九特興業、地元のゼネコン、それから、アイ・インテリア、コトブキシーティング、それぞれの関係がどうなっているのかとともに、それぞれの関係及びそれぞれの関係性の中において、坂平末雄市議がどういう役割を果たしていたのか、果たしているのか、今後どうなのかということも含めた調査の必要性を、今、浮き彫りにしつつあると思うんですけど。それから、そういった点で言えば、先ほど否決されましたけども、坂平由美氏の証言拒否の告発を行い、坂平由美氏と坂平末雄氏から証言を得るという作業が引き続き重要だというふうに思います。

また、先ほどから言っておりますアイ・インテリア、ここが全ての鍵の情報、ここに集約されていると思われるので、このアイ・インテリアの証人尋問も必要です。

さらに、関係性が分からないので浮き彫りにする必要があるという趣旨では、福岡ソフトウェアセンター 高倉 孝代表取締役の証言にある、3年前の、当時、梶原副市長の「物品における一社独占状態になりつつあることに危惧を覚えている。そこで、福岡ソフトウェアセンターが物品においても入札に応じるべきだ」というようなことを助言したという内容。

それから、7番目になるのだらうと思います。飯塚市が遅々としてやろうとしない内部調査については、片峯市長の公職復帰を待ってですね、内部調査を求め、そして本委員会にその内容を報告してもらおうという、そういう課題があるかと思いますが。

以上の全体によって、百条調査は調査終了とするべきではなく、我々の任期中、調査期間は調査終了までということになってるわけですから、今の百条調査委員会の議員の任期中ですね、継続して頑張る必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員長

ほかにご意見はありませんか。

○江口委員

すいません。先ほど発言の中で、指摘事項10件とお話しさせていただきました。申し訳ございません、9件でしたので、その点ちょっと修正をお願いいたします。

○委員長

ほかにご意見はありませんか。

( な し )

ないようでございますので、先ほど江口委員より、審議終了の申出がありました。

お諮りいたします。本委員会の実質的な審議を終了することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、記録の返還について、お諮りいたします。2月27日、コトブキシーティング株式会社代表取締役 深澤重幸氏から記録の提出を求めた、「飯塚市新体育館移動式観覧席に関して代理店や問屋、飯塚市の指名業者等に対して出した見積書もしくは類似の書類」については、調査に必要ななくなりましたので、返還することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：39

再 開 14：39

委員会を再開いたします。

本特別委員会の報告書案について審査願います。報告書案について、ご意見はありませんか。

( 意見なし )

ご意見がないようでございますので、採決いたします。新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会の報告書案について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本特別委員会に付託を受けました新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて、調査終了とすることについてお諮りいたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は調査終了に反対する立場から討論いたします。

百条調査特別委員会は、先に坂平末雄市議会議員、副議長を証人喚問拒否により告発することを賛成多数で議決しました。真相究明はこれからが重要です。まさに、このときに調査を終了するのは、本百条調査特別委員会が、これまでの市の入札の在り方を決して容認するものではないとはいえ、真相の究明を求める市民の期待を裏切るものではないでしょうか。

今回、調査は、市議会議員が絡んだ官製談合等疑惑の究明を、市長不在、市の言う疑惑究明の困難を排除しながら、市議会議員と最高幹部クラスを含む市幹部、大手ゼネコンを含めた関係業者らの官製談合及び談合の土壌。とりわけ市議会議員に誘われれば、飲食に気軽に応じる。それを周りが知りながら容認する市役所内部の体質。部長クラスまで蔓延している様子。また、人事異動への違和感を浮き彫りにするなど、幾つかの成果を上げて今日を迎えています。

今後の課題として、私は少なくとも、1つ、職員と業者の関係性の実態究明の必要性。2つ、安藤・間、九特興業、アイ・インテリア、コトブキシーティング、それぞれの関係とともに、それらの坂平末雄市議との関係性の調査の必要性。3、坂平由美S・Y代表取締役の証言拒否と告発の必要性及び坂平末雄市議の証人喚問。4つ、アイ・インテリアの証人喚問。5つ、福岡ソフトウェアセンター高倉 孝代表取締役の、3年前の梶原副市長の入札に関する助言に関する証言の確認。6つ、久世賢治副市長の委員会での発言になりますが、昨年12月、本調査特別委員会、百条調査特別委員会設置後のソフトウェアセンター高倉 孝代表取締役の訪問と、その際の資料の準備の助言。7つ、飯塚市の内部調査と結果の報告の要求。この7つの点を挙げなければなりません。

もともと、百条調査特別委員会は、調査期限を調査終了までとしており、3月議会の会期とは別に、委員の議員としての任期中、調査を継続できるものです。私は、これまでの重要な成果を踏まえて、さらに踏み込んだ調査継続が必要であると考えますので、調査終了とすることには反対です。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○小幡委員

私も調査終了には反対の立場から討論いたします。

残念なことに時間の制約、当委員会の、百条委員会は、時間の制約から調査を終了せざるを得ないというのが現実であります。先ほど副委員長が読み上げました指摘事項、9件からなる指摘事項ですね。まだまだ指摘事項のとおり不明な点が数多く残っております。特に昨年の暮れに、東証人におかれましては、職員の政治倫理条例違反という処罰を受けておられるにもかかわらず、年末年始にまた坂平証人と会食を共にやったというような話も出ておりますが、正式な確認が我々の委員会としては取れておりません。入札においては、アイ・インテリアさんという存在が、どういった立ち位置であったのか。また、そこに証言も求めたいと思っておりますけれども、やはり時間がないということで、説明ができておりません。

このようにね、いろいろまだ本委員会の本音は、調査を終了に至るまでの完全な調査ができたとはいっていないけど、仕方なく改選というのが、もうすぐありますので、そこは百歩譲って終了というような本意でおるのが、当委員会だと思っております。及びまして、改選後、新しい事実とかまだ調査ができていない部分がありますので、本来は、改選後の飯塚市議会においても、また改めて百条委員会を設置するような意気込みで、再度徹底した調査が必要と私は考えておりますので、今回の終了については反対の立場を取らせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。お諮りいたします。本特別委員会に付託を受けました新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについて、調査終了とすることに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数でございます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

正副委員長を代表して一言、委員の皆さん方にご挨拶申し上げます。

先ほどから出てますように、なかなか短期間での、この調査特別委員会に、朝早くから、また長時間かけまして、委員長、副委員長にご協力いただきまして誠にありがとうございました。これでもって終わります。本当に皆さん方に時間をですね、費やさせたことに、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

( 拍 手 )

以上をもちまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会を閉会いたします。